

目 次

第1	源泉徴収制度について	1
Ⅰ	源泉徴収制度の意義	1
Ⅱ	源泉徴収義務者	1
Ⅲ	源泉所得税及び復興特別所得税の納税地	2
Ⅳ	源泉徴収の対象となる所得の範囲	5
Ⅴ	源泉徴収をする時期	8
Ⅵ	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	9
Ⅶ	復興特別所得税の源泉徴収の概要	12
第2	給与所得の源泉徴収事務	13
Ⅰ	給与所得の課税標準	13
1	給与所得控除	13
2	給与所得者の特定支出控除	14
Ⅱ	給与所得の範囲	15
1	特殊な給与の取扱い	15
2	現物給与の取扱い	21
Ⅲ	給与所得の収入すべき時期	36
Ⅳ	給与所得の源泉徴収に際して控除される各種控除	37
1	控除の種類	37
2	所得控除	38
3	控除の対象になるかどうかの判定時期等	54
4	税額控除	55
Ⅴ	給与所得者が源泉徴収義務者に提出する申告書	75
1	「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」	75
2	「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」	78
3	申告書の電磁的方法による提供	78
4	その他	79
Ⅵ	給与所得に対する源泉徴収	79
1	賞与以外の給与に対する源泉徴収	80
2	賞与に対する源泉徴収	95
3	年末調整	101
Ⅶ	給与の支払明細書の交付	104
Ⅷ	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	105
第3	退職所得の源泉徴収事務	106
Ⅰ	退職所得の課税標準	106
Ⅱ	退職所得の範囲	106
Ⅲ	退職所得の課税年分	111

IV	退職所得控除額の計算	113
1	通常の場合の勤続年数と退職所得控除額の計算	113
2	特殊な場合の勤続年数と退職所得控除額の計算	114
3	特殊な場合の勤続年数及び退職所得控除額の計算例 (普通退職の場合)	118
V	特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準の計算	122
1	特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準	122
2	特定役員退職手当等の範囲	122
3	特定役員退職所得控除額の計算	125
VI	退職所得に対する源泉徴収	131
1	「退職所得の受給に関する申告書」	132
2	申告書の電磁的方法による提供	132
3	「退職所得の受給に関する申告書」の提出があった場 合の源泉徴収	133
4	「退職所得の受給に関する申告書」の提出がなかった 場合の源泉徴収	138
VII	退職手当の支払明細書の交付	139
VIII	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	139
第4	公的年金等の源泉徴収事務	140
I	公的年金等の雑所得の金額	140
II	公的年金等の範囲	141
III	公的年金等の収入すべき時期	141
IV	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	142
V	公的年金等に対する源泉徴収	144
VI	公的年金等の支払明細書の交付	148
VII	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	149
第5	報酬・料金等の源泉徴収事務	150
I	居住者に支払う報酬・料金等に対する源泉徴収	150
II	内国法人に支払う報酬・料金等に対する源泉徴収	167
III	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	168
第6	生命保険契約等に基づく年金等の源泉徴収事務	169
I	生命保険契約・損害保険契約等に基づく年金に対する源泉徴収	169
II	懸賞金付預貯金等の懸賞金等に対する源泉徴収	170
III	定期積金の給付補填金等に対する源泉徴収	171
IV	匿名組合契約等の利益の分配に対する源泉徴収	171

V	割引債の償還差益に対する源泉徴収（発行時源泉徴収）	171
VI	割引債の償還金に係る差益金額に対する源泉徴収の特例 （償還時源泉徴収）	172
第7	利子所得の源泉徴収事務	175
I	利子所得の源泉徴収事務	175
1	源泉徴収の対象となる利子所得の範囲	175
2	利子所得に対する源泉徴収	176
3	源泉徴収義務の特例	179
4	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	179
II	利子所得等の非課税に関する制度	179
1	障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度	180
2	障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度	192
3	障害者等の少額公債の利子の非課税制度	192
4	勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度	192
5	勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度	201
6	納税準備預金の利子の非課税制度	205
7	特定寄附信託の利子所得の非課税制度	205
8	金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用制度	206
9	公共法人等及び公益信託等に係る非課税制度	206
第8	配当所得の源泉徴収事務	208
I	源泉徴収の対象となる配当所得の範囲	208
II	配当所得に対する源泉徴収	211
III	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	230
第9	特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等の源泉徴収事務	231
I	特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例	231
II	特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等及び源泉徴 収選択口座内配当等に対する源泉徴収等の特例	235
第10	非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務	239
I	非居住者又は外国法人に対する課税制度の概要	239
II	源泉徴収の対象となる国内源泉所得と源泉徴収税額	247
III	源泉徴収制度の特例	255
IV	源泉徴収の対象となる国内源泉所得の取扱い	263
第11	源泉徴収票及び支払調書の提出	294

I	給与所得の源泉徴収票	294
II	退職所得の源泉徴収票	296
III	公的年金等の源泉徴収票	297
IV	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	298
V	配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書	298
VI	利子等の支払調書	299
VII	非居住者等の所得の支払調書	300
第12	災害被害者に対する救済	301
I	給与、公的年金等、報酬又は料金の支払を受ける人に対するもの	301
II	源泉徴収義務者に対するもの	306
第13	給与所得者の確定申告	308
I	給与所得者が確定申告を必要とする場合	308
II	退職所得がある人の場合	310
III	源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすれば その源泉徴収税額が還付される場合	310
	【参 考】	
●	給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例等	312
●	郵送等による書類の提出日	318
●	給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の記載例	320